

## 山添村小水力発電システム設置補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域振興に役立つ小水力発電の普及を促進するため、地域振興を目的とした自治会若しくは法人又はその他の団体が自ら実施する村内における小水力発電設備設置に要する経費に対し小水力発電システム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象)

第2条 対象となる小水力発電システム（以下「補助対象システム」という。）は、水の落差と流量を利用して発電する設備とし、自ら村内に設置するもので、交付申請する年度内に設置が完了するものとする。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自治会若しくは村内に事務所又は事業所を有する法人又はその他の団体とする。

2 前項に規定する法人にあつては、奈良県が定める小水力発電設備設置事業補助金交付要綱第5条第1項の補助金交付決定を受けているものとする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費は、設計費、設備費及び工事費とする。

2 補助金の額は、予算の範囲内において1件当たり80,000円を上限とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山添村小水力発電システム設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長が別に定める日までに村長に提出しなければならない。

- (1) 申出書（様式第2号）
- (2) 小水力発電システムの設置がわかる書類（工事契約書、売電契約書の写し等）及び対象システムの設置場所の現況を示す写真
- (3) 補助対象システムを設置しようとする土地の所有者が確認できる書類
- (4) 補助対象システムを設置しようとする土地が申請者の所有でない場合は、所有者の同意書

- (5) 河川法（昭和39年法律第167号）の許認可手続に関する利用水利の状況調書（様式第3号）
- (6) 補助対象システムを設置しようとする場所を示した地図
- (7) その他村長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による提出を第三者に行わせることができる。

3 補助金の交付申請の受付は、先着によるものとし、村のエネルギー政策担当課に直接持参しなければならない。

（交付決定）

第6条 村長は、前条第1項の規定に基づき申請があったときは、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定し、山添村小水力発電システム設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 村長は、申請者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付の決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を村長に提出しなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに村長に報告し、その指示を受けなければならない。

（事業実績の報告）

第9条 補助事業者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の末日のいずれか早い日までに、山添村小水力発

電システム設置補助金実績報告書（様式第5号）に山添村小水力発電システム設置補助金請求書（様式第6号）その他村長が必要と認める書類を添えて、村長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 村長は、請求書の提出を受けたときは、補助金を交付する。

（管理）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受け設置した補助対象システムについて、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その適正な運営を図らなければならない。この場合において、補助事業者は、天災地変その他の補助事業者の責に帰さない理由により、当該補助システムが毀損され、又は滅失したときは、その旨を村長に届け出なければならない。

2 補助対象システムを設置したことに関して周辺住民から苦情があった場合は、自己の責任においてこれを解決しなければならない。

（処分の制限）

第12条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において、補助対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ小水力発電システム処分等届出書（様式第7号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

（協力）

第13条 村長は、補助事業者に対して、発電量、売電量のデータの提供について協力を求めることができる。

（関係書類の保管）

第14条 補助事業者は、対象システムの設置に係る関係書類を、設置後5年間保管しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、山添村小水力発電システム設置補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助事業者に対し通知するものとする。

(1) 村長が行う調査及び指導に対して応じないとき又は不適切な行為をした

とき

(2) 虚偽の申請その他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(3) その他この要綱に違反したと認めるとき

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合にあっては、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、山添村小水力発電システム設置補助金返還命令書（様式第9号）により金額及び期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。